

地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)

平成24年度の税制改正により、法律の定める範囲内で地方公共団体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」が導入されています。狭山市では、固定資産税に係る特例割合について、狭山市税条例に規定しています。なお、詳細は次の表のとおりです。

令和6年7月1日現在

No.	市税条例条項	対象施設等・税目	根拠法令	特例割合	対象取得期間	適用期間	備考
1	第61条の2第1項	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員5人以下) 固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)	地方税法349条の3第27項	2分の1	該当するものについて、2018年(平成30年)度課税分から適用	期間の規定なし	
2	第61条の2第2項	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員の制限なし) 固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)	地方税法349条の3第28項	2分の1	該当するものについて、2018年(平成30年)度課税分から適用	期間の規定なし	
3	第61条の2第3項	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員5人以下) 固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)	地方税法349条の3第29項	2分の1	該当するものについて、2018年(平成30年)度課税分から適用	期間の規定なし	
4	附則第10条の2第1項	汚水または廃液処理施設 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第2項第1号	2分の1	2014年(平成26年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から申告対象外となるまで	※2018年(平成30年)3月31日までに取得した施設については、特例率3分の1を適用
5	附則第10条の2第2項	下水道除害施設 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第2項第5号	5分の4	2012年(平成24年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から申告対象外となるまで	※2022年(令和4年)3月31日までに取得した施設については、特例率4分の3を適用
6	附則第10条の2第3項	太陽光の特定再生可能エネルギー発電設備(1,000kw未満) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第1号イ	3分の2	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	※特別措置法の対象外のもので、かつ政府の補助を受けて取得した設備
7	附則第10条の2第4項	風力の特定再生可能エネルギー発電設備(20kw以上) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第1号ロ	3分の2	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
8	附則第10条の2第5項	地熱の特定再生可能エネルギー発電設備(1,000kw未満) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第1号ハ	3分の2	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
9	附則第10条の2第6項	バイオマスの特定再生可能エネルギー発電設備(10,000kw以上20,000kw未満) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第1号ニ	3分の2	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
10	附則第10条の2第7項	特定バイオマス発電設備(農作物残さ区分等に該当) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第2号	7分の6	2024年(令和6年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
11	附則第10条の2第8項	太陽光の特定再生可能エネルギー発電設備(1,000Kw以上) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第3号イ	4分の3	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
12	附則第10条の2第9項	風力の特定再生可能エネルギー発電設備(20kw未満) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第3号ロ	4分の3	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
13	附則第10条の2第10項	水力の特定再生可能エネルギー発電設備(5,000kw以上) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第3号ハ	4分の3	2020年(令和2年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	

地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)

平成24年度の税制改正により、法律の定める範囲内で地方公共団体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」が導入されています。狭山市では、固定資産税に係る特例割合について、狭山市税条例に規定しています。なお、詳細は次の表のとおりです。

令和6年7月1日現在

No.	市税条例条項	対象施設等・税目	根拠法令	特例割合	対象取得期間	適用期間	備考
14	附則第10条の2第11項	水力の特定再生可能エネルギー発電設備 (5,000kw未満) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第4号イ	2分の1	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
15	附則第10条の2第12項	地熱の特定再生可能エネルギー発電設備 (1,000kw以上) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第4号ロ	2分の1	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
16	附則第10条の2第13項	バイオマスの特定再生可能エネルギー発電設備 (10,000Kw未満) 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第25項第4号ハ	2分の1	2018年(平成30年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
17	附則第10条の2第14項	浸水防止用設備 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第28項	3分の2	2014年(平成26年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から5年度分	
18	附則第10条の2第15項	緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地 固定資産税(土地) 都市計画税(土地)	地方税法附則第15条第32項	3分の2	2017年(平成29年)6月29日～2025年(令和7年)3月31日	適用された年度から3年度分	
19	附則第10条の2第16項	水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地 固定資産税(土地) 都市計画税(土地)	地方税法附則第15条第37項	3分の2	2020年(令和2年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から3年度分	
20	附則第10条の2第17項	一体型滞在快適性等向上事業施設 固定資産税(土地・家屋・償却資産) 都市計画税(土地・家屋)	地方税法附則第15条第38項	2分の1	2024年(令和6年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日	適用された年度から5年度分	
21	附則第10条の2第18項	浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設 固定資産税(償却資産)	地方税法附則第15条第41項	3分の1	2021年(令和3年)11月1日～2027年(令和9年)3月31日	適用された年度から申告対象外となるまで	
22	附則第10条の2第19項	貯留機能保全区域の指定を受けた土地 固定資産税(土地) 都市計画税(土地)	地方税法附則第15条第42項	4分の3	2022年(令和4年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日	適用された年度から3年度分	
23	附則第10条の2第20項	サービス付高齢者向け住宅 固定資産税(家屋)	地方税法附則第15条の8第2項	3分の2を減額	2015年(平成27年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日	適用された年度から5年度分	
24	附則第10条の2第21項	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション 固定資産税(家屋)	地方税法附則第15条の9の3第1項	3分の1を減額	2023年(令和5年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日	工事が完了した翌年度分(1年度分)	